

特記仕様書

1 委託業務の名称

新造船検討にかかる船舶性能調査業務委託

2 委託業務の履行場所

酒田市定期航路事業所(山形県酒田市船場町二丁目 5 番 6 号)および受託者の事業所、並びに酒田港・飛島勝浦地区現地

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

4 委託業務の目的

酒田市では、酒田港～飛島(勝浦地区)間において、平成 22 年 7 月に就航したアルミ合金製双胴旅客船「とびしま」(253 総トン、旅客定員 230 名、最大航海速力 20.5 ノット)により、旅客及び生活物資等の貨物輸送を担ってきた。しかしながら、当航路は冬季を中心に荒天による欠航が多く、島民の生活基盤や利便性確保の観点から、冬季の欠航率を低減し少しでも就航率を向上させることが重要な課題となっている。

「とびしま」は令和 11 年に船齢 20 年を迎え次回定期検査の時期を迎えることも考慮し、また住民・利用者アンケートの結果等を踏まえ、将来の船舶代替に向けた本格的な検討を行うこととし、令和 8 年 3 月に酒田～勝浦航路改善計画を策定した。

本業務は、厳しい海象条件下における運航適性および耐航性を検証し、現状に比べより安定的な運航が可能な代替船の可能性を評価するため、現有船「とびしま」を含めた 3 船型(現船・既存船・新造船)を対象として、運航海域の海象・気象データに基づく就航率の比較検討を実施する。あわせて、新造船の概略基本設計、概略建造費の算出及び導入スケジュールの検討を行い、もって次期船舶建造に向けた基本計画の策定に資することを目的とする。

5 委託業務の内容

(1) 業務全体の管理

受託者は、本業務の進捗状況および実施体制を適切に把握し、全体スケジュール管理および品質管理を実施すること。

(2) 検討対象船舶の設定

検証対象とする船舶は以下の船型とし、詳細条件等は監督職員と協議のうえ決定する。

① 現有船(比較基準船): 定期船「とびしま」(アルミ双胴船)

② 既存船: 定期船「ゆりや」(萩海運有限会社・三島航路)

※「ゆりや」の主要目・堪航性等検討に必要なデータは発注者より提供するが、不足するデータについては受託者にて調査・補完すること。

③ 新造検討船(フェリー):

- ・限定沿海区域を航行区域とする旅客船であること。
- ・船体形状は単胴船を基本とする。
- ・旅客定員 150 以上 200 以下、バリアフリー対応旅客スペース、ペットスペース、手荷物スペースを確保できる構造とする。
- ・使用港湾は酒田港(とびしまフェリーターミナル)および飛島勝浦地区とする。

(3) 検討・解析作業の内容

① 新造船フェリーの船型検討

- ・主要目(概略仕様)を作成すること。
- ・概略配置図の検討及び作成(可動式車両用斜路の配置はサイドランプまたはクォーターランプの検討を前提とする)。
- ・「ゆりや」及び新造船フェリーの主要目比較検討(船体・能力・機関・速力等)。

② 気象・海象条件の設定

- ・酒田～飛島航路の統計データを調査し、評価用海象条件(月/年間平均および最大有義波、波高・周期別出現分布、波高・波向別出現分布等)を設定する。

③ 設定条件下での就航率比較検討(現船との比較)

- ・設定条件下における現有船「とびしま」、既存船「ゆりや」、新造検討船の 3 船型の動揺特性等を検証し、現有船「とびしま」に対する既存船「ゆりや」の就航率および新造船等による就航率改善度(向上率)の比較検討を実施する。

④ 新造船フェリーの建造費および導入スケジュールの算定

- ・概略仕様等に基づき新造船の概略建造費を見積もり、基本設計から就航に至る想定スケジュールを検討・作成する。

(4) 調査準備および現地ヒアリング

- ① 既存船・現有船の情報収集および運航者・船舶管理者等に対する運航条件・実績・離着岸課題等のヒアリングを実施する。
- ② 検討精度向上のため、監督職員の了解を得たうえで必要な実船(乗船)視察・訪問調査を行うことができる。

(5) 報告書(基本計画案)のまとめ

- 上記検討データを体系的に整理し、3 船型の就航率比較結果、新造船主要目、概略配置図等をまとめた「調査報告書(新造船基本計画案)」を作成する。

6 業務実施体制

- (1) 入札に参加しようとする者は、本業務の履行にあたり、新造船建造に関する海事コンサルティングの実績を有すること。その内容は、次に掲げる条件を満たす専門的な知識および能力を有する者を配置し、十分な業務遂行体制を確保することを要件とする。

- ・政府、地方自治体等から内航船の基本計画、仕様書作成、一般配置図作成、建造費見積等の業務実績を有すること。
- ・造船技術士、航海士等の資格を有する専門人材が参画可能であること。

- (2) 受託者は、契約締結後速やかに業務実施体制図および配置予定者名簿を発注者に提出しなければならない。

7 委託料

委託料は、業務完了後支払うものとする。受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託者は正当な請求書を受け取った日から 30 日以内に支払うものとする。

8 成果物(検査)

(1) 成果物

- ① 調査報告書(冊子): 3 部(A4 判、カラー印刷、簡易製本、100 頁程度)
- ② 電子媒体(CD-R または DVD-R、グリーン購入法適合品): 1 式
 - ・報告書本編データ(PDF 形式および編集可能な Word/PowerPoint 形式)
 - ・図面・一般配置図データ(PDF 形式および CAD データ)
 - ・解析・数値データ(PDF 形式等)

(2) 納入場所

酒田市定期航路事業所(山形県酒田市船場町二丁目 5 番 6 号)

(3) 検査(合格基準)および完了手続き

本業務が完了したときは、遅滞なく業務完了通知書および成果物を提出し、委託者の検査を受けなければならない。委託者が行う完了検査に合格したことをもって業務完了とする。

9 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属(知的財産の帰属)

本業務において作成・納品された成果物(報告書、図面、データ等)の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)および一切の所有権は、納品完了をもって委託者(酒田市)に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持および個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の処理上、知得した情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知得した情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とする。

10 その他

(1) 経費の負担

本業務に必要な機器、ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費、現地調査費等については、すべて受託者の負担とする。

(2) 業務の手順・打合せ

本作業を円滑かつ効率的に進めるため、受託者は委託者と密接な連携を取りつつ作業を推進するものとする。なお、契約後速やかに全体スケジュールの調整を行い、必要に応じて進捗報告打合会を開催すること。

(3) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。ただし、業務の一部についてあら

かじめ委託者の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

(4) 契約不適合責任

検査完了後に、当該目的物に契約の内容に適合しないものがあることが発見されたときは、不適合を知った時から 1 年以内に受託者に対してその旨を通知し、不適合部分の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

(5) 疑義等の説明

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。